

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## 【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報】

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「にしてつグループの企業理念」のもと、安全、安心な「交通サービスの提供」と地域の発展に貢献する「まちづくり」を中核とする事業特性を踏まえながら、お客さま、地域社会、株主等のステークホルダーの期待に応える経営を行っていくため、透明・公正かつ迅速・果敢な経営の意思決定を行うための実効的な仕組みの確保・充実に努め、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指しています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下、「基本方針」とします）に定め、当社ホームページに掲載しています。

[http://www.nishitetsu.co.jp/img/csr/governance\\_kihon.pdf](http://www.nishitetsu.co.jp/img/csr/governance_kihon.pdf)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-2 株主総会招集通知の発送前の公表】

株主総会招集通知の早期発送については実施しています。発送前の公表については、今後開催する株主総会から、TDnetおよび当社ホームページに掲載する予定です。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有の方針および政策保有株式に係る議決権行使基準については、基本方針 第10条(政策保有株式)に記載しています。取締役会における主要な政策保有株式に関する中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証については、平成27年度から実施することとしており、これを反映した保有のねらい・合理性に関する説明については平成28年度から実施する予定です。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、従前より独立社外取締役を2名選任しておりますが、平成27年9月24日に1名が辞任により退任したことに伴い、本報告書提出日時点では、独立社外取締役の人数は1名です。当社は、平成28年6月開催予定の定時株主総会において、2名以上の独立社外取締役の選任に関する議案を上程する予定です。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は、平成27年度から実施することとし、その結果の概要は平成28年度に開示する予定です。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況等は、基本方針のほか、本報告書等に記載しています。なお、当社は、現在、監査役会設置会社を採用していますが、次回定時株主総会の承認を条件に監査等委員会設置会社への移行を予定しています。そのため、基本方針においては、移行後の体制を前提とした記載をしていますが、当社は、現在も、監査役会設置会社として、基本方針に準じた体制をとっています。現在のコーポレートガバナンス体制については、本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」もご参照ください。

基本方針 [http://www.nishitetsu.co.jp/img/csr/governance\\_kihon.pdf](http://www.nishitetsu.co.jp/img/csr/governance_kihon.pdf)

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

基本方針 第10条(政策保有株式)に記載しています。なお、主要な政策保有株式に関する中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証等については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】のとおりです。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

基本方針 第9条(株主の利益に反する取引の防止)に記載しています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

・「にしてつグループの企業理念」当社ホームページに掲載しています。  
<http://www.nishitetsu.co.jp/group/idea.html>

・「第13次中期経営計画」当社ホームページに掲載しています。  
<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/managementplan.html>

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しています。

・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続  
基本方針 第21条(取締役報酬)に記載しています。

・取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

基本方針 第22条(取締役候補者の指名決定のプロセス)に記載しています。

なお、取締役会は、監査役候補者の指名にあたっては、中立的かつ客観的な視点から監査を行い経営の健全性を確保するという監査役職責を踏まえて、監査役会の同意を得た上で、適切な候補者を決定することとしています。

・取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明

竹島和幸取締役

平成15年6月に取締役に就任して以来12年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、平成20年6月に代表取締役社長、平成25年6月に代表取締役会長に就任し、当社の経営を担うとともに、平成25年6月からは取締役会議長として取締役会の議題の選定や意見の取りまとめ等、適切な議事運営にあっております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるうえ、候補者が引き続き代表取締役会長として業務執行の大綱を総覧するとともに、取締役会議長として取締役会の適切な議事運営にあたるのが最適であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。

倉富純男取締役

平成20年6月に取締役に就任して以来7年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、平成25年6月に代表取締役社長に就任し、当社の業務執行の指揮を執っております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるうえ、候補者が引き続き代表取締役社長として業務執行の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役候補者いたしました。

中尾和毅取締役

平成17年6月に取締役に就任して以来10年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、平成23年6月に代表取締役専務執行役員、平成24年6月に代表取締役副社長に就任し、当社の経営を担うとともに、業務全般の統括にあっております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるうえ、候補者が引き続き代表取締役副社長として業務全般を統括し、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役候補者いたしました。

高崎繁行取締役

昭和55年の入社以来、主に都市開発事業や経営企画業務に従事し、現在は専務執行役員として住宅事業本部、ホテル事業本部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。

また、平成20年6月以降は取締役として経営に参画しております。

取締役に現任の住宅事業本部およびホテル事業本部担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

部谷由二取締役

昭和54年の入社以来、主に経理業務や都市開発事業に従事し、現在は専務執行役員として経営企画部、経理部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。

また、平成20年6月以降は取締役として経営に参画しております。

取締役に現任の経営企画部、経理部、ストア計画室、西鉄ブランド委員会担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

佐々木希取締役

昭和52年の入社以来、主にバス事業に従事し、自動車事業本部技術部長、当社子会社である西鉄エム・テック(株)代表取締役社長を務め、現在は常務執行役員として自動車事業本部を担当するなど、バス事業における技術面・営業面での豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。

また、平成23年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

取締役に現任の自動車事業本部担当執行役員として、また他の取締役とは異なり技術職の経験からも培われた知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

宮田克彦取締役

昭和55年の入社以来、主に人事関係業務に従事し、当社子会社である西鉄高速バス(株)や西鉄ウィルアクト(株)において代表取締役社長を務め、現在は執行役員として総務広報部、法務コンプライアンス部および人事部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。

また、平成25年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

取締役に、これらの経験や現任の総務広報部、法務コンプライアンス部および人事部担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

庄崎秀昭取締役

昭和57年の入社以来、主に鉄道事業に従事し、鉄道事業本部計画部長、当社子会社である筑豊電気鉄道(株)代表取締役社長を務め、現在は執行役員として鉄道事業本部を担当するなど、鉄道事業における豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。

また、平成25年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

取締役に現任の鉄道事業本部担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

北村慎司取締役

昭和56年の入社以来、主に国際物流事業に従事し、イギリスやアメリカの現地法人において社長を務め、現在は執行役員として国際物流事業本部を担当するなど、豊富な業務経験と実績を有しています。

また、平成26年6月以降は取締役として経営に参画しております。

取締役に、これらの経験で培われた国際感覚や、現任の国際物流事業本部担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

#### 清水信彦取締役

昭和57年の入社以来、バス事業、総務業務、広報業務等に従事し、現在は執行役員として都市開発事業本部および天神委員会を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。

また、平成26年6月以降は取締役として経営に参画しております。

取締役会に、これらの経験に基づく地域とのつながりや、現任の都市開発事業本部および天神委員会担当執行役員としての知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

#### 松尾利浩取締役

昭和59年の入社以来、主に住宅事業に従事し、現在は、執行役員として住宅事業本部副本部長兼マンション事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。

これらの経験と実績を活かし、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者いたしました。

#### 大格淳取締役

昭和60年の入社以来、主に経理業務や経営管理業務に従事し、現在は、経理部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。

これらの豊富な経験と実績を活かし、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者いたしました。

#### 張本邦雄取締役

本報告書「2. 1. 【取締役関係】会社との関係(2) 選任の理由」に記載しています。

#### 宮野祐輔監査役

昭和52年の入社以来、経営企画業務、経理業務、バス事業等に従事し、当社子会社である(株)西鉄アカウンティングサービス代表取締役社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しています。平成17年には当社取締役に就任し、経営に参画しました。その間、常務執行役員として都市開発事業等を担当しました。

平成22年6月以降は監査役として、業務執行経験者としての視点から、取締役の業務執行の監査を行っているほか、経営陣に適切な助言を行うなど、経営の健全性、適正性の確保に努めており、引き続き常勤監査役としてこれらの役割が期待できるため、監査役候補者いたしました。

#### 大黒伊勢夫監査役

本報告書「2. 1. 【監査役関係】会社との関係(2) 選任の理由」に記載しています。

#### 谷正明監査役

本報告書「2. 1. 【監査役関係】会社との関係(2) 選任の理由」に記載しています。

#### 津上賢治監査役

本報告書「2. 1. 【監査役関係】会社との関係(2) 選任の理由」に記載しています。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

基本方針 第12条(取締役会の役割・責務)に記載しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

基本方針 別添資料3「独立性基準」に記載しています。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】

基本方針 第11条(取締役会、監査等委員会等の体制)に記載しています。

なお、現在の取締役会の体制については、本報告書「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」にも記載しています。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書等で開示しています。

「第175期 定時株主総会招集ご通知」事業報告(16ページ)、株主総会参考書類(44~47ページ)

<http://www.nishitetsu.co.jp/pdf/ir/soukai/175soukai.pdf>

「有価証券報告書」役員の状況(49~52ページ)

<http://www.nishitetsu.co.jp/pdf/ir/yuka/175.pdf>

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】のとおりです。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

基本方針 第24条(トレーニング)に記載しています。

なお、監査役に対しても、同条と同様にトレーニングの機会を提供・斡旋しています。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

基本方針 第8条(株主との建設的な対話)に記載しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	27,801,000	7.00
株式会社福岡銀行	19,408,903	4.89
日本生命保険相互会社	16,788,385	4.23
株式会社みずほ銀行	15,782,057	3.98
株式会社西日本シティ銀行	15,047,885	3.79
明治安田生命保険相互会社	10,269,450	2.59
第一生命保険株式会社	7,530,772	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,230,000	1.32
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,762,611	1.20
株式会社三井住友銀行	4,528,770	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

【大株主の状況】は平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	陸運業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満
-------------------	-------------

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載事項なし

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
張本 邦雄	他の会社の出身者								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
張本 邦雄	○	TOTO株式会社代表取締役会長兼取締役会議長です。 当社は、TOTO株式会社と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その取引金額は僅少です。	グローバル企業の経営者としての豊富な経験や見識を有しており、取締役会において、当社と利害関係のない独立した立場から、その経験や見識をもとに有益な意見がいただけるなど、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化することが期待できるため。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素に該当しないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役員の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定例的に監査実施状況の報告を受けています。内部監査部門と監査役は、監査計画立案にあたって綿密な協議を行い、監査結果を相互に報告するなど緊密な連携をとることにより、効率的な監査を行うよう努めています。また、内部監査部門は会計監査人に対し、必要に応じて内部監査の状況を報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大黒 伊勢夫	他の会社の出身者														
谷 正明	他の会社の出身者														
津上 賢治	他の会社の出身者										○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大黒 伊勢夫	○	—	運輸省(現国土交通省)出身であり、当社の主要事業である鉄道事業やバス事業についての知識や、外郭団体への出向など多様な職務経験があり、その経験や見識をもとに様々な角度からの監査が期待できるとともに、当社と利害関係のない常勤社外監査役として、取締役の日常的な業務執行に緊張感を持たせることができるなど、当社における監査機能の強化が期待できるため。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素に該当しないため。
谷 正明		—	企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、その経験や見識をもとに適正かつ有益な監査が期待できるとともに、社外監査役として業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から取締役会および監査役会において有益なご意見がいただけるなど、当社における監査機能の強化が期待できるため。

津上 賢治	○ 九電産業株式会社代表取締役社長です。 当社は、九電産業株式会社と建物賃料受入等の取引を行っていますが、同社および当社の営業収益に占める取引金額の割合はいずれも僅少です。	海外事業を含む豊富な職務経験や企業経営者としての経験や見識を有しており、その経験や見識をもとに適正かつ有益な監査が期待できるとともに、当社と利害関係のない社外監査役として業務執行や意思決定の適正性を確保する立場から取締役会および監査役会において有益なご意見がいただけるなど、当社における監査機能の強化が期待できるため。また、取引所が規定する一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素に該当しないため。
-------	--	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

平成22年6月29日開催の第170期定時株主総会以降、役員退職慰労金制度を廃止し、社内取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することとしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

#### 該当項目に関する補足説明

株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的としているため、社内取締役を付与対象者としました。  
なお、社外取締役および監査役については、業績に直接的には関与しない職務の性質をふまえ、付与対象者としていません。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、企業価値の安定的かつ持続的な確保・向上に資するような体系としています。  
取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、各取締役の役位等を勘案した固定報酬である基本報酬、当該事業年度の連結業績および各取締役の業績を勘案した賞与ならびに株主の皆様との利益意識を共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションの3本立てとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定しています。  
社外取締役および監査役の報酬については、業績に直接的には関与しない職務の性質をふまえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議により決定しています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役(常勤監査役は除く)を補佐する専従スタッフは配置していませんが、必要に応じて、常勤取締役、常勤監査役および業務組織などから情報提供を行っています。なお、常勤の社外監査役につきましては、監査役室のスタッフが業務の補佐を行っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (1)現状のガバナンス体制の概要

当社は監査役設置会社を採用しています。取締役会は社外取締役1名を含む13名(男性13名)の取締役で構成され、社外取締役は独立した立場から業務執行の監督を行っています。また、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督と執行の役割の明確化を図っています。監査役会は社外監査役3名を含む4名(男性4名)の監査役で構成され、内部監査部門との連携をとりながら、監査の実効性向上を図っています。

#### (2)業務執行および監督の機能に係る事項

取締役会は、原則として毎月1回開催し、法定事項その他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行状況の報告を受けるなど業務執行の監督を行っています。

また、社長の意思決定を補佐する機関として、常務会および経営会議ならびにCSR推進会議を設置しています。常務会は、代表取締役、各部門の担当執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、社長決裁事項や取締役会に提案する事項を審議するとともに、各部門の業務執行状況の把握、監督を行っています。経営会議は、代表取締役、関係部門の担当執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、経営戦略や重要な執行案件等の方針や方向性を協議しています。CSR推進会議は、代表取締役、各部門の担当執行役員等で構成され、必要に応じ開催し、安全マネジメント、コンプライアンス、環境マネジメント等CSRに關係する重要事項の方針、方向性を協議しています。

#### (3)監査の機能に係る事項

内部監査につきましては、内部統制システムの妥当性・有効性の確保や業務諸活動の適法性・合理性確立のため、監査部に10名のスタッフを配置し、監査計画に基づきグループ会社を含めた監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに、指摘事項について対象部門長に対し改善報告を求めています。

監査役監査につきましては、常勤監査役2名を中心に、監査役会で定められた監査役監査基準や監査方針に従い、取締役会その他重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査、業務執行状況報告の受領を適宜行うなど、取締役の職務遂行を監査しています。

また、監査役室7名の専任スタッフが監査役の補助にあたっています。

会計監査につきましては、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士の佐藤宏文氏、金子一昭氏および洪田博之氏が、公認会計士その他の補助を受け、期中および期末の監査を実施しています。

#### (4)指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関しましては、特別な委員会などは設置せず、会社運営上の重要事項として、取締役会で決定しています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

公共交通を中核とし、生活に密着した幅広い事業を営む当社グループにおいては、それぞれの業務に精通した取締役の合議による経営の意思決定が、企業価値向上のために有効であると考え、主に社内取締役で構成される取締役会を中心としたガバナンス体制を採用しています。

その上で、当社と利害関係のない社外取締役の選任と執行役員制度の導入により監督機能を強化し、業務執行機能の適正性を確保するとともに、社外監査役を含む監査役会と内部監査部門との連携により監査の実効性を高めています。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第175期定時株主総会(平成27年6月26日開催)につきましては、総会の3週間前にあたる同年6月5日に招集通知を発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの議決権行使プラットフォームを利用可能としています。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期…5月(年度決算)、11月(第2四半期決算)の年2回を定期的を実施 実施内容…決算概要、来期(通期)事業計画および収支見込 参加者の属性…アナリスト、ファンドマネージャー等 参加人員…60名程度 説明者…代表取締役社長	あり
IR資料のホームページ掲載	URL… <a href="http://www.nishitetsu.co.jp/ir/">http://www.nishitetsu.co.jp/ir/</a> 掲載事項…決算情報、ニュースリリース(決算以外の適時開示事項)、IR説明会資料、にしてつレポート(事業報告書)、株主優待制度の概要等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署…経理部経理計画課 担当役員…経理部担当執行役員	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業理念に基づき作成された「にしてつグループコンプライアンス方針」に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが行っている環境保全活動およびCSR活動等の状況につきまして、ホームページに掲載し、公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの企業理念に基づき作成された「にしてつグループコンプライアンス方針」に規定しています。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会にて次のとおり決議しており、この決議に基づいて内部統制システムの整備に努めております。

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について下記のとおり決定する。  
なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

〔取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制〕

- (1) 取締役は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。
- (2) 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互監視機能を確保する。
- (3) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
- (4) 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。

〔取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制〕

取締役および使用人の職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理する。

〔損失の危険の管理に関する規程その他の体制〕

- (1) 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況について毎年評価を行う。
- (2) 全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、代表取締役が統括する部門横断組織を設置して対応する。
- (3) 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。

〔取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〕

- (1) 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長の権限を副社長、執行役員および他の使用人に委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
- (2) 代表取締役および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- (3) 代表取締役、部門担当執行役員および社長が指名する執行役員で構成する常務会を設置し、社長決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
- (4) 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
- (5) 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。

〔使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制〕

- (1) 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、具体的な行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
- (2) 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
- (3) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
- (4) 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコントロールの有効性の確認を行う。
- (5) 業務の適法性と妥当性を確保するため、代表取締役直属の監査部による内部監査を実施する。

〔当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制〕

- (1) グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - ・グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
  - ・グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。
  - ・子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応策とその実施状況の報告を受ける。
  - ・グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、当社代表取締役が統括する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。
- (2) 会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の子会社を設立し、集中処理を行う。

〔監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項〕

- (1) 監査役の職務の補助、監査役会の事務を行うため、監査役の下に監査役室を設置し、専任の使用人5名以上を配置する。
- (2) その他、監査役が関係部門の使用人に対し監査役の職務の補助を要請した場合は、その要請を最大限尊重する。
- (3) 監査役室に属する使用人の人事については、監査役と協議し、決定する。

〔監査役への報告に関する体制〕

- (1) 取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査役に対し、直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
  - ・毎月の経営状況
  - ・社長決裁事項その他重要な決定事項
  - ・重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部通報窓口の運用状況・通報内容(子会社からの通報含む)
  - ・その他重要な事項
- (2) 子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について当社の監査役に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。
  - ・四半期ごとの経営状況

- ・重要な決定事項
  - ・重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・独自の内部通報窓口を設置している場合は、その運用状況
  - ・その他重要な事項
- (3) 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。

〔監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項〕  
監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査役の請求に応じてこれを支出する。

〔その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制〕  
監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査役と協議し、監査の経過および結果を報告する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしており、その旨を「コンプライアンス方針」において明記しています。また、反社会的勢力に対する具体的な行動指針を「コンプライアンスマニュアル」の中で規定し、当社およびグループ会社のすべての役員・従業員に周知しています。反社会的勢力への対応については、コンプライアンス体制の中で総務広報部が中心となり取り組むようにしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針実現のための取組みの具体的内容の概要

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

変化の激しい時代にあつて、当社が企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくためには、地域の交通機関として利用者および地域社会に支持され、より存在感のある企業グループとして発展していくことが必要です。そのために、当社は、「『出逢いをつくり、期待をはこぶ』事業を通して、“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、地域とともに歩み、ともに発展します。」という「にしてつグループの企業理念」に基づき、(1)お客さまの期待に応え、何より安全で、良質なサービスを提供し続けていくこと、(2)人間性を尊重し、人を活かし育む「人を活かす経営」を実践していくこと、(3)時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる新しい事業価値を創造していくこと、(4)個性や自立性を尊重し、連携、協働しあつてグループの総合力を発揮していくことに努めております。

当社では、創立100周年を迎えた平成20年に「にしてつグループ将来ビジョン2018『弛まぬ変革』—高品質・高付加価値の追求—」(以下「にしてつグループ将来ビジョン2018」といいます。)を策定しました。これは「にしてつグループの企業理念」のもと、およそ10年後に目指すグループ像として長期的な経営の方向性を描いたもので、具体的には、交通事業・街づくり事業・流通事業を核とした「地域マーケットビジネス」の高品質化・高付加価値化と、航空貨物事業を軸に海運事業・ロジスティクス事業を加えた「国際物流ビジネス」の積極展開を機軸とし、これらのビジネスとのシナジー効果を追求する中で新しい事業価値創造へ挑戦するとともに、人材力の向上を図り、さらなる成長を目指すものです。

当社は、平成25年度からの3か年計画である「西鉄グループ第13次中期経営計画」(以下「第13次中期経営計画」といいます。)を策定し、その達成に取り組んでいるところです。にしてつグループ将来ビジョン2018の実現に向けた第二段階にあたる本計画では、“グループ総合力の発揮による成長への挑戦”のビジョンのもと、新たな収益源の開拓と既存事業の強化に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。また、安全の確保や環境負荷低減等の取組みをさらに推進し、CSR経営が当社グループ全体の企業風土として定着するよう努めてまいります。

そのほか、当社では、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としているほか、従来より業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役を2名選任しております。また、監査役につきましても、独立性のある社外監査役を2名選任しております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

※平成27年9月24日に末吉紀雄氏が辞任により退任したことに伴い、提出日時点での社外取締役は1名となりました。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、株主の皆様承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を従前の内容を一部改定の上更新することを決議し、同年6月26日開催の第175期定時株主総会(以下「第175期定時株主総会」といいます。)において、当該対応策を更新することの承認を得ております(以下、変更後の当該対応策を「本プラン」といいます。)

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、第175期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(3)具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社のにしてつグループ将来ビジョン2018、第13次中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化のための上記施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針の実現に資

するものです。したがって、これらの取組みは、上記基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同じく上記基本方針に沿うものです。さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、第175期定時株主総会において株主の承認を得たうえ更新されたものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められたうえ、当社株主総会により廃止できるものとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されております。したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランの詳細については、下記の当社ホームページでも公開しています。

<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社では、職務分掌・権限に関する社内規程および主管部制による子会社管理体制に基づき、「決定事実」および「決算情報」については適切な機関決定が行われ、「発生事実」については代表取締役へ報告されています。決定または報告された事項は、経営企画部、経理部および担当部門から、開示全般を統括する総務広報部を経て、適時開示を担当する法務コンプライアンス部へ伝達される体制になっています。

法務コンプライアンス部は、関係部門と連携し、必要に応じ監査法人の助言を受け、上場金融商品取引所の定める適時開示規則に基づき開示を行っています。

また、適時開示した事項について総務広報部が速やかに報道機関への公表、ホームページへの掲載を行うことで広範な情報開示を図っています。

一方、当社グループのコンプライアンス方針において適切な情報開示を独立項目として規定し、全役職員の適時開示に対する意識向上を図っています。

【 参考資料： 模式図 】

